

化学物質関係条例（愛知県及び名古屋市）の概要と県内の化学物質の現状について

愛知県 環境局 環境政策部 環境活動推進課
名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

化学物質関係条例（愛知県及び名古屋市）

県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

名古屋市を除く愛知県内の全市町村で適用

（豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市においては、
愛知県事務処理特例条例により当該条例に係る事務を移譲）

**市条例 ～市民の健康と安全を確保する環境の
保全に関する条例～**

名古屋市内で適用

化学物質関係条例（愛知県及び名古屋市）の概要

	概要	対象	愛知県条例	名古屋市条例
①	化学物質適正管理指針に留意し、化学物質を適正に管理	化学物質を取り扱う全事業者	第67条第3項	第47条
②	特定化学物質（二法の第一種指定化学物質）の取扱量の把握・届出	化管法でPRTR制度の対象となる事業者（特別要件施設のみを有する事業所を除く）	第68条第1項 第68条第2項	第48条第1項 第48条第2項
③	特定化学物質等（適正）管理書（注1）の作成・提出／届出（注2）	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上（20人以下の事業所について、名古屋市条例は作成の努力義務）	第69条第1項 第69条第2項	第49条第1項 第49条第2項
④	特定化学物質等適正管理書の周辺住民等からの求めに応じた内容説明（努力義務）	②の事業者のうち、事業所単位で従業員数21人以上	（該当なし）	第49条第3項
⑤	事故時の応急措置等の実施、内容等の届出／報告（注2）	同上	第70条第1項	第50条第1項

（注1）愛知県条例では「特定化学物質等管理書」、名古屋市条例では「特定化学物質等適正管理書」が正式名称です。

（注2）愛知県条例と名古屋市条例で手続きが異なる場合、スラッシュ（／）で区別しています。

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律）

と

県条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）

市条例（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）

化管法 ～特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律～

(主な内容)

- 化学物質管理指針
- PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
- SDS制度 など

県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

市条例 ～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

(主な内容)

- 化学物質適正管理指針
- 取扱量の把握、知事への届出
- 特定化学物質等管理書の作成・提出／届出
- 事故時の応急措置、通報、届出 など

	化学物質管理指針 〔化管法〕	化学物質適正管理指針 〔県/市条例〕
目的	化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する	化学物質の適正管理の効果的な実施を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する
対象	第一種・第二種指定化学物質を取り扱う事業者	化学物質を業として取り扱うすべての事業者
主な内容	管理方法 PRTR制度（届出） ー 管理計画の策定、 <u>取扱量等の把握</u> 、点検、排出抑制	管理方法 特定化学物質取扱量届出 ー 管理計画の策定、 <u>取扱量等の把握</u> 、排出抑制
	使用の合理化 ー 工程の見直し、回収・再利用促進	事故予防、発生時の措置 ー 危険性の周知、事故対応マニュアルの作成、訓練の実施、事故時の応急措置
	排出状況等に関する国民の理解の増進 ー 窓口の明確化、報告書等による情報提供	排出状況等に関する県民への情報提供 ー 排出状況や管理状況のHPへの掲載、説明会の実施
	性状等に関する情報の活用 ー <u>SDSデータ</u> の周知徹底、活用	<u>特定化学物質等管理書</u> の作成

化管法 ～特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律～

(主な内容)

- 化学物質管理指針
- PRTR制度 (排出量/移動量の把握と届出)
- SDS制度 など

PRTR制度 (届出)



県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

市条例 ～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

(主な内容)

- 化学物質適正管理指針
- 取扱量の把握、知事への届出
- 特定化学物質等管理書
- 事故時の応急措置、通報、届出 など

特定化学物質取扱量届出



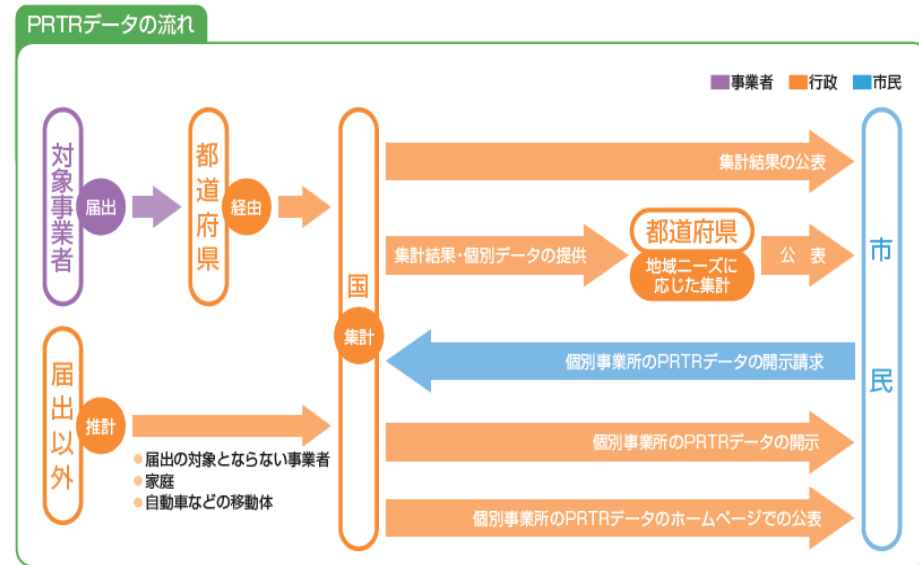
PRTR：Pollutant Release and Transfer Register

—化学物質排出移動量届出制度— [化管法]

第一種指定化学物質の**排出量**や**移動量**を、事業者が自ら把握し、**県（市※）**を通じて**国**に届出する

排出量…環境中に排出された量
移動量…廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出された量

※ 市：名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市



国は、事業者からの届出を集計するとともに、対象外の事業所、農家、家庭、自動車などからの排出量を推計し、公表する

取扱量の把握と知事への届出 [県/市条例]

第一種指定化学物質の**取扱量**を、事業者が自ら把握し、**知事（市長）**に届出※する（第68条/第48条）（※特別要件施設のみを有する事業所を除く）

年間取扱量＝年間製造量＋年間使用量
年間使用量＝年間購入量＋年度当初在庫量－年度末在庫量

化管法 ～特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律～

（主な内容）

- 化学物質管理指針
- PRTR制度（排出量/移動量の把握と届出）
- **SDS制度** など

県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

市条例 ～市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例～

（主な内容）

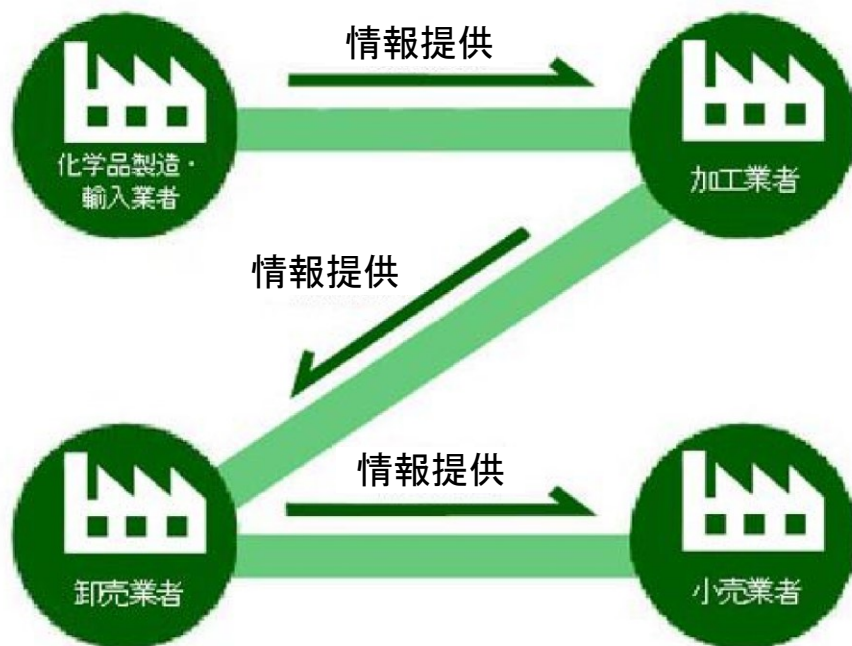
- 化学物質適正管理指針
- 取扱量の把握、知事への届出
- **特定化学物質等管理書**
- **事故時の応急措置、通報、届出** など

SDS制度〔化管法〕

第一種／第二種指定化学物質やこれを含む製品を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質等の性状及び取扱情報の提供を義務づける制度

（情報提供の方法）

- ① SDS（Safety Data Sheet：安全データシート）
- ② ラベルによる表示



＜SDSを提供された事業者＞

- 化学物質の適正管理のための情報源（有害性・危険性等の情報）
- PRTR制度の届出の算出基礎
- 化学物質を取り扱う職場の安全確保の措置や社内教育等の資料

特定化学物質等（適正）管理書〔県/市条例〕

特定事業者※¹/特定化学物質等取扱事業者※¹は、当該事業所ごとに、特定化学物質等の管理体制等について定め、その内容を記載した**特定化学物質等（適正）管理書**を知事（市長）へ提出（第69条/第49条）

※¹ 条例に基づく取扱量の届出対象者のうち、従業員の数が21人以上である事業所を有する事業者

※² 愛知県条例と名古屋市条例で異なる場合、スラッシュ（県/市）で区別しています

➤ ①管理方針及び管理計画

- ・化学物質の管理、排出抑制等に関する基本方針
- ・排出削減の目標、対策、達成時期等

➤ ②取り扱う化学物質の名称

➤ ③取扱施設における管理方法

- ・化学物質の製造・使用・貯蔵施設の管理方法、取扱工程
- ・排出抑制措置 ・代替物質への転換の検討 など

➤ ④管理組織

➤ ⑤事故の予防及び事故発生時の措置

管理内容や取り扱う化学物質などに変更があったら、変更届出の提出をお願いします。



事故時の措置〔県条例/市条例〕

管理書の対象となる事業所

II

特定事業所において、事故により特定化学物質が大気中や公共用水域に排出され、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合は、次の措置を講ずること（第70条／50条）

- 〔1〕 直ちに、排出等を防止する応急措置を講じる
- 〔2〕 事故の状況を知事（市長）に通報/報告する
- 〔3〕 応急措置の概要等について知事（市長）へ届出/報告をする

※ 名称等の記載ぶりが異なりますが、市条例においても内容は変わりません

※ 愛知県条例と名古屋市条例で異なる場合、スラッシュ（県/市）で区別しています

＜届出する主な内容＞

- 大気中・公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- 事故の発生日時、通報日時
- 事故の発生状況、その原因の概要
- 応急措置及び再発防止のための措置等の概要

特定事業所に該当しない場合は「化学物質適正管理指針」に基づく事故時の措置を実施してください。



化学物質を取り扱う事業所

県/市条例

県/市の化学物質適
正管理指針

取扱量の把握・届出

- 管理書の提出／届出
- 事故時の応急措置、
通報、届出／報告

周辺住民等への管理
書の説明（市条例の
み、努力義務）

化学物質を業として取り
扱うすべての事業所

化管法

- 国の化学物質
管理指針
- SDS制度

第一種指定化学物質又は
第二種指定化学物質を取
り扱う事業所

[県条例、化管法共通]

第一種指定化学物質を取り扱う事業所の
うち、一定要件（業種、従業員数*1、年
間取扱量）を満たす事業所

一定規模以上
の事業所*2

PRTR制度（排出/
移動量の把握と届出）

うち特別要件施設
のみを有する事業
所

*1 事業者全体として常時使用される従業員数が21人以上

*2 事業所として常時使用される従業員数が21人以上

県/市条例に基づく
特定化学物質取扱量届出書
特定化学物質等（適正）管理書
の記入方法と電子化について

特定化学物質取扱量届出〔本紙と別紙〕

県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長
県民事務所長 殿
市 長

住 所
届出者 郵便番号
氏 名

(名称及び代表者の氏名)

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	※別紙番号
前回の届出における事業所の名称	別紙番号
事業所の所在地	
事業所において常時使用される従業員の数	
事業所において行われる事業が属する業種	
主たる業種	
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。
※受付欄	
連絡先	
所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	

備考 1 前回の届出における事業所の名称の欄は、変更された場合は、記載しないこと。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4である。

別紙

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙各々の欄に番号を記入すること。
2 番号の欄には、次の番号の範囲に番号を記入すること。
3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、P4及びR4品目(特定化学物質の取扱量届出書の提出等及び管理の改善の促進に関する法律(平成23年法律第40号)第4条第2項の規定による届出事項)の品目番号(本紙)及び品目番号(別紙)の範囲に記入すること。

管理番号

市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

届出者 郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称

工場等の所在地

工場等において常時使用される従業員の数

事業者が常時使用する従業員の数 (全社)

業 種 名

工場等において行われる事業が属する業種

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号 (1)

本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること)

連 絡 先

担 当 部 署

担 当 者 氏 名

電 話 番 号 等

※ 整理番号

注 1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員数」は、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者については、事業を開始した日)の数とする。
2 「工場等において行われる事業が属する業種」の欄には、当該工場等における最上層に記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場等については、次層に記載すること。また、「業種コード」の欄には業種に対応する日本標準産業分類コード(平成23年法律第40号)第4条第2項の規定による届出事項)の品目番号(本紙)及び品目番号(別紙)の範囲に記入すること。
3 ※印のある欄は記載しないこと。

別紙

番 号	特定化学物質の名称	年間取扱量 (kg/年)

管理番号

R6.4.1から様式が変更しています。書面届出の方はご注意ください。

(愛知県 届出様式) <https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/youshiki.html>

(名古屋市 届出様式) <https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/1026239/1026243/1026256.html>

特定化学物質取扱量届出〔本紙①〕

県条例様式

様式第46（第77条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

東三河総局長
県民事務所長 殿
市 長

住 所
届出者 郵便番号
氏 名

（名称及び代表者の氏名）

県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物の取扱量について、次のとおり届け出ます。

① 事業所の名称

前回の届出における事業所の名称

事業所の所在地

事業所において常時使用される従業員の数 人

事業所において行われる事業が属する業種名 産業分類番号

主たる業種

特定化学物質取扱量 別紙のとおり。

※受付欄

連絡先

所 属	
氏 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	

市条例様式

第12号様式（第44条関係）

特定化学物質取扱量届出書

年 月 日

名古屋市長 様

届出者 郵便番号
住 所

名 称
代表者氏名

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。

① 工場等の名称

工場等の所在地

工場等において常時使用される従業員の数

事業者が常時使用する従業員の数（全社）

業 種 名 業種コード

工場等において
行われる事業
が属する業種

うち主たるもの

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量 別紙番号（1 ～ ）のとおり

本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）

1 有
2 無

連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号 等	

※ 整理番号

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数（全社）」の欄には、前年度4月1日現在（前年度届出に事業を開始した事業者にあつては、事業を開始した日）における人数

①常時使用される従業員の数等

PRTR届出（化管法）と同じ項目は同じ内容を記載してください。
（把握対象年度の4月1日時点の情報を記載してください。）

特定化学物質取扱量届出 [本紙②]

県条例様式

様式第46 (第77条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
東三河総局長 県民事務所長 殿 市 長			
住 所 届出者 郵便番号 氏 名			
(名称及び代表者の氏名)			
県民の生活環境の保全等に関する条例第68条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
事業所の名称			
前回の届出における事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所において常時使用される従業員の数	人		
主たる業種	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号	
特定化学物質取扱量	別紙のとおり。		
※受付欄			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ番号		

市条例様式

第12号様式 (第44条関係)

特定化学物質取扱量届出書			年 月 日
名古屋市長 様			
届出者 郵便番号 住 所			
名 称 代表者氏名			
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第48条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数(全社)			
工場等において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	うち主たるもの		
特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量		別紙番号(1 ~)のとおり	
本届出が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第45条第1項の請求に係るものであることの有無(該当するものに○をすること)		1 有	2 無
連絡先	担 当 部 署		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号 等		
※ 整理番号			

注1 「工場等において常時使用される従業員の数」及び「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」の欄に

②業種、産業分類番号(業種コード)

PRTR届出(化管法)と同じ項目は同じ内容を記載してください。

(業種に対応した日本標準産業分類における分類番号を記載してください。)

特定化学物質取扱量届出 [別紙①]

県条例様式

別紙

※整理番号

別紙番号

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)
③			

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、PRTR届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

市条例様式

別 紙

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年 間 取 扱 量 (kg/年)
③	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号 ※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。

③特定化学物質の管理番号・名称
 PRTR届出（化管法）と同じ内容を記載してください。
 （化管法において付与された管理番号と名称を記載してください。）

特定化学物質取扱量届出 [別紙②]

県条例様式

別紙

※整理番号

別紙番号

番 号	管理番号	特定化学物質の名称	取扱量 (単位 kg)
			④

備考 1 別紙が2枚以上になる場合には、別紙番号の欄に通し番号を記入すること。
 2 番号の欄には、次号の管理番号順に番号を割り振ること。
 3 管理番号及び特定化学物質の名称の欄には、P R T R届出（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第5条第2項の規定による届出をいう。）の際に記載する第一種指定化学物質の管理番号及び名称を記載すること。
 4 取扱量の単位はキログラムとして、有効数字は2桁とする。
 5 ※印の欄には、記載しないこと。

市条例様式

別 紙

別紙番号

特定化学物質の名称及び前年度の年間取扱量

番 号	特定化学物質の管理番号	特定化学物質の名称	年 間 取 扱 量 (k g / 年)
	第 号		④
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		
	第 号		

整理番号 ※

注1 別紙が2枚以上になる場合には、「別紙番号」の欄に通し番号を記載してください。
 2 「特定化学物質の管理番号」の欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に

④取扱量（年間取扱量）

有効数字2桁で記載してください。

（年間取扱量1,000kg以上、特定第一種指定化学物質は年間500kg以上）

有効数字の誤りが例年多くみられます

特定化学物質等（適正）管理書

県条例様式

様式第47（第78条関係）

特定化学物質等管理書作成（変更）提出書		
年 月 日		
東三河総局長 県民事務所長 殿 市 長		
住 所	提出者	郵便番号
	氏 名	
(名称及び代表者の氏名)		
県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第2項の規定により、特定化学物質等管理書を作成（変更）したので、次のとおり提出します。		
事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所において常時使用される従業員の数	人	
	事業所において行われる事業が属する業種名	産業分類番号
主たる業種		

市条例様式

第14号様式（第46条関係）

特定化学物質等適正管理書届出書			
年 月 日			
名古屋市長 様			
届出者	郵便番号	住 所	
		名 称	
		代表者氏名	
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第49条第2項の規定により、特定化学物質等適正管理書の作成（変更）について、次のとおり届け出ます。			
工場等の名 称			
工場等の所在 地			
工場等において常時使用される従業員の数			
事業者が常時使用する従業員の数（全社）			
工場等において行われる事業が属する業種	業 種	名	業種コード
	うち主たるもの		

- ・管理書に規定の様式なし（事業者の実情に合わせて記載してください。）
- ・管理書作成提出書（愛知県）又は管理書届出書（名古屋市）に、別添として管理書を添付の上、提出してください。

<管理書の記入方法>

➤愛知県

化学物質適正管理届出等の手続き

<https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/iyoureitebiki.html>

➤名古屋市

化学物質の適正管理届出の手引き

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026141/1026144/1026147.html>

化学物質関連届出の電子化

○愛知県

あいち電子申請・届出システム

※豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の事業所については、Webページ下部の「申請団体選択」からそれぞれの市を選択することで届出できます。
詳細は各市にお問い合わせください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi>



○名古屋市

名古屋市電子申請サービス

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



電子届出が可能な手続きについて

① 電子情報処理組織使用届出書（化管法）

※愛知県○、名古屋市×、豊橋市×、岡崎市×、一宮市×、豊田市○

② 特定化学物質取扱量の届出（条例）

※愛知県○、名古屋市○、豊橋市○、岡崎市○、一宮市○、豊田市○

③ 特定化学物質等（適正）管理書の提出（条例）

※愛知県○、名古屋市○、豊橋市×、岡崎市○、一宮市○、豊田市○

取下げ作成

電子情報処理組織使用届出書

○届出方法

- ・ 郵送又は持参（郵送の場合は返信用封筒が必要）
- ・ **あいち電子申請・届出システム**
（愛知県又は豊田市が所管する事業所は利用可）

PRTR届出システムにログインするための識別番号(ユーザーID)及び暗証番号(パスワード)を入手する必要があります。

○届出期間

常時（ただし、PRTR届出は提出期限が6月30日までのため、**6月20日**を過ぎて提出されたものについては、次年度以降の届出のために提出されたものとして受け付けます。）

お早めに！



○提出先

- ・ 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内の事業所
→各市の窓口（p.31参照）
- ・ 上記以外
→**愛知県環境局環境政策部環境活動推進課**（p.32参照）

愛知県内における化学物質の排出量等 (排出把握年度：令和5年度)

※PRTR届出（化管法）や取扱量届出（条例）は、前年度の排出量等について把握し、届け出るものです。
したがって、排出把握年度が令和5年度ならば、令和6年度届出について集計した結果となります。

令和5年度排出量 ～他都道府県との比較～

(単位：トン/年)

順位	届出排出量			届出外排出量			全排出量			届出移動量		
1	愛知県	9,982	↑	東京都	12,611	↑	愛知県	21,897	↑	愛知県	36,917	↑
2	山口県	8,120	↑	愛知県	11,915	↑	北海道	14,791	↑	岡山県	17,960	↓
3	静岡県	7,765	↑	北海道	11,707	↑	静岡県	14,243	↑	兵庫県	16,695	↑
4	広島県	6,891	↑	大阪府	8,816	↑	東京都	13,851	↑	大阪府	16,135	↑
5	福岡県	6,440	↑	千葉県	8,791	↑	埼玉県	13,574	↑	山口県	15,300	↓
-	全国合計	136,877	↑	全国合計	202,268	↑	全国合計	339,145	↑	全国合計	265,789	↓

注1) 表中の矢印（↓,↑）は、前年度からの量の増減を示したものの。

注2) 全排出量＝届出排出量＋届出外排出量

令和5年度 排出量の内訳

国による推計値（届出外排出量）

11,915トン（54.4%）

乗り物からの排出

2,701トン



自動車

鉄道

船

など

家庭からの排出

2,233トン



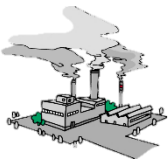
合成洗剤

防虫剤

接着剤 など

届出対象外事業所からの排出

6,982トン



届出外対象業種

非対象業種（農業など）

届出の集計値（届出排出量）

9,982トン（45.6%）

届出事業所からの排出

9,982トン



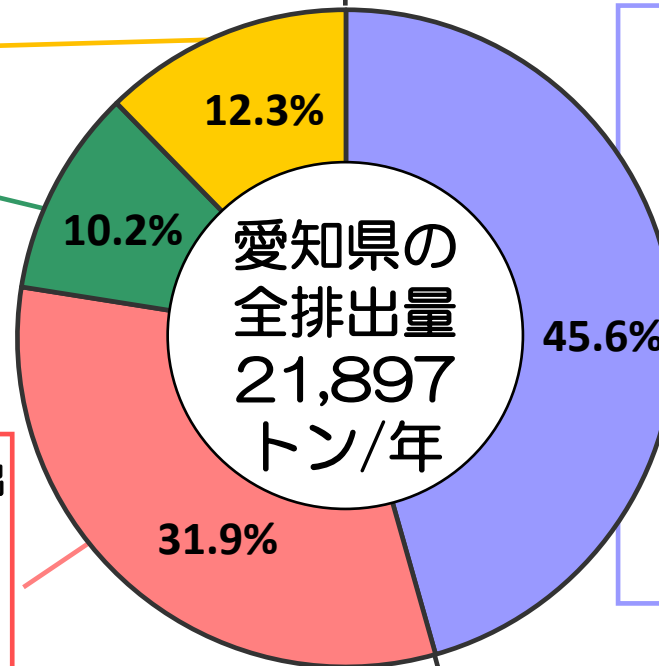
【届出対象事業所】

年間取扱量 1トン以上

従業員数 21人以上

対象業種 製造業など

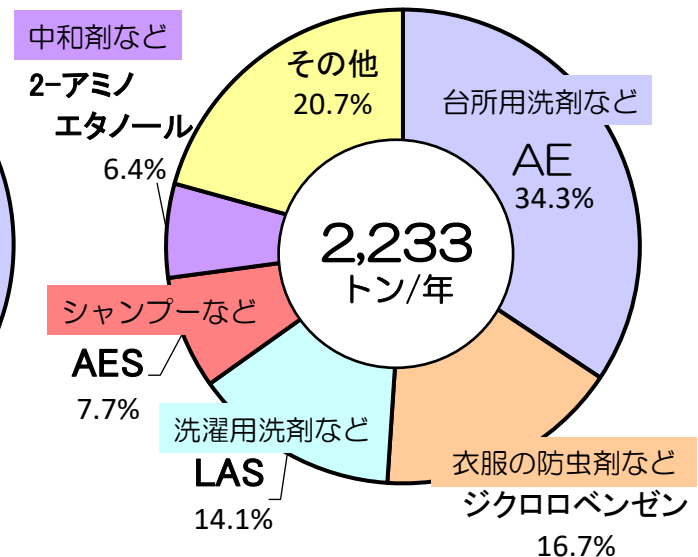
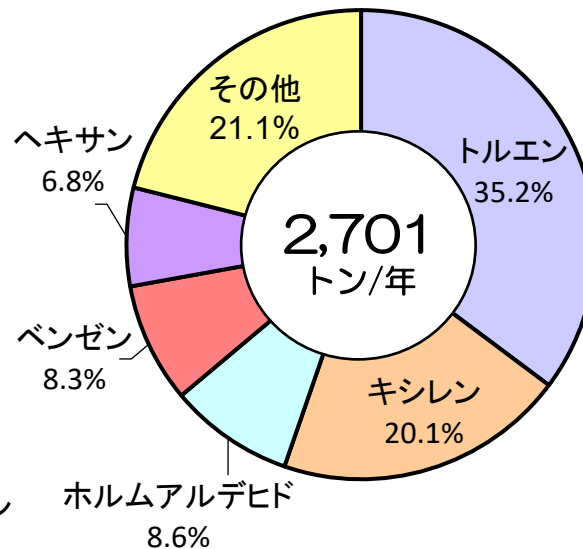
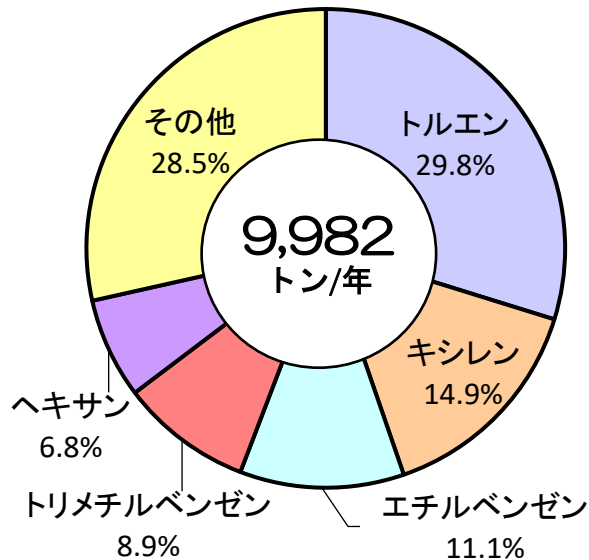
24業種



※ 国では届出対象とならない事業所や家庭、乗り物などからの排出量を推計しています。これを「届出外排出量」といいます。

※ 愛知県は排出量と届出事業所数（1,900）が、共に全国で1番多い県です。

令和5年度 排出量上位5物質



事業者からの排出 (届出)



トルエン、キシレン、エチルベンゼンは塗料の溶剤、合成原料などとして使用されています。

乗り物からの排出 (届出外)



上位5物質は自動車、鉄道、船舶などの排出ガスに含まれています。

家庭からの排出 (届出外)

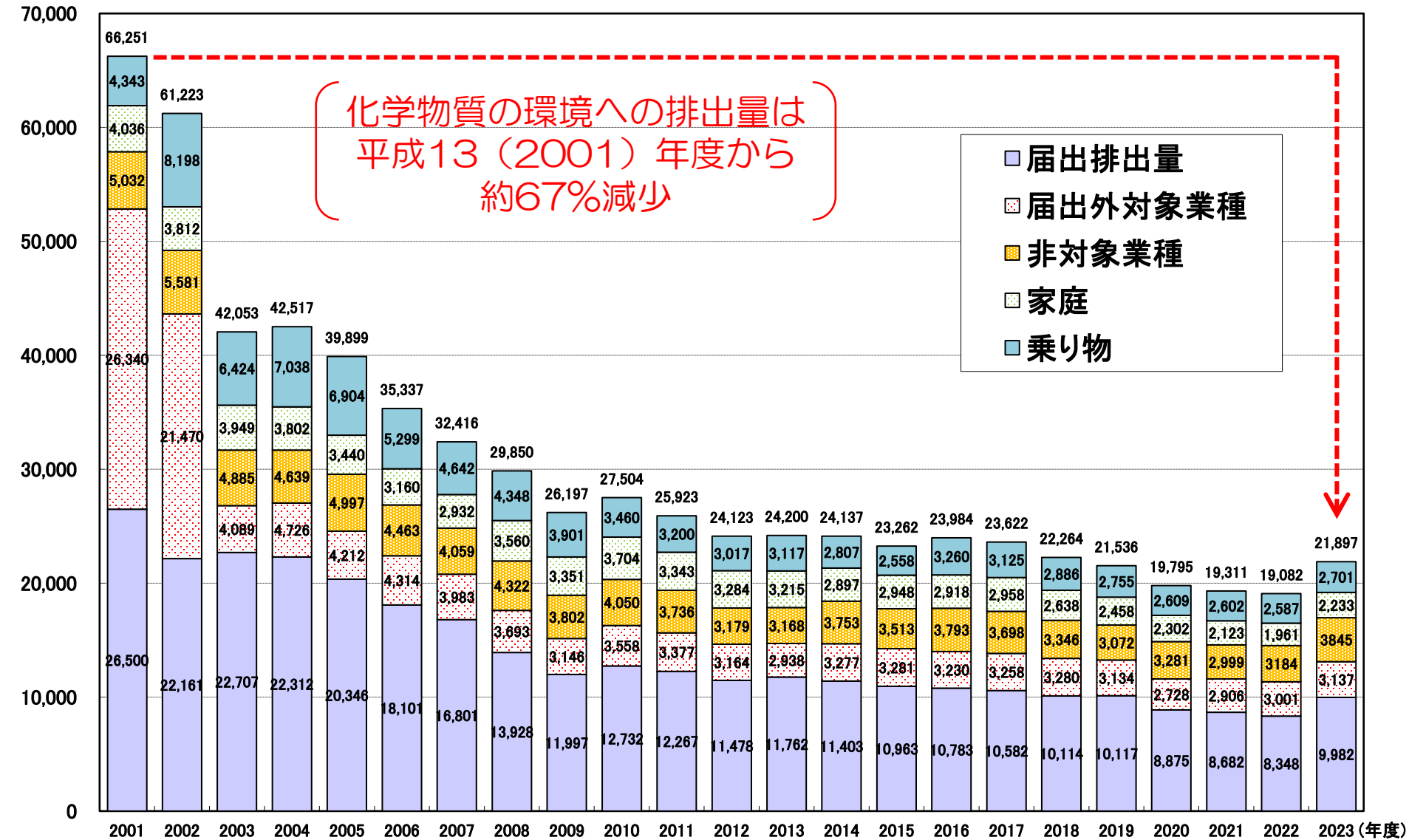


洗剤などの成分は川や海などに排出され、衣服の防虫剤として使用されているジクロロベンゼンなどは大気中へ排出されています。

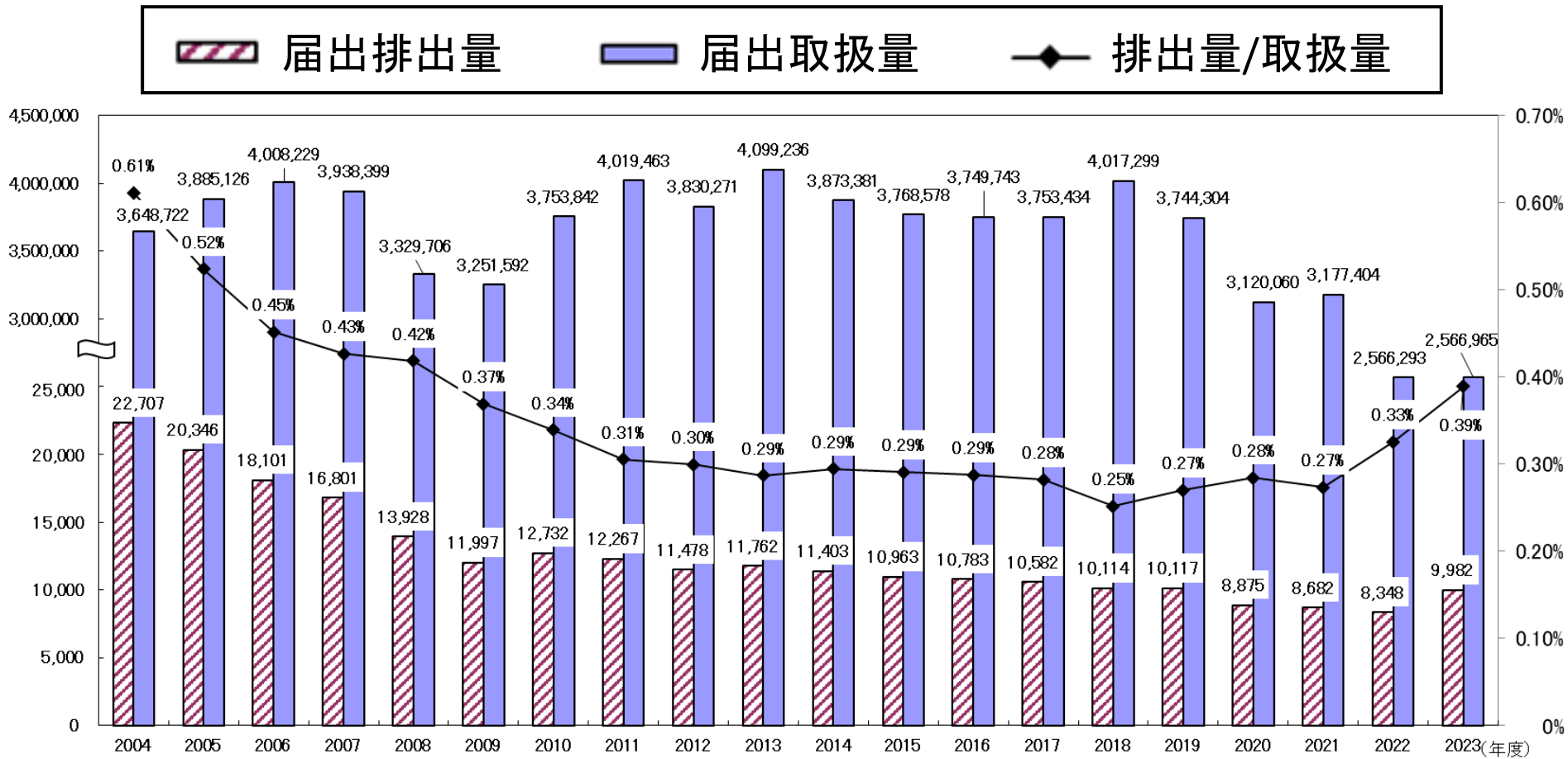
AE：ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル、LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
AES：ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

本県における化学物質全排出量の経年変化

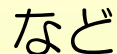
(トン)



本県の届出排出量と届出取扱量の経年変化



- 人や生態系に対し、より有害でない製品を設計する
- 消費者等に分かりやすく表示する
- 設備改善、リスクの小さい化学物質への転換等
- 適正管理により、環境への排出量を低減
- 事故が発生した時は、影響を最小限に食い止める



PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る (参考) 届出・お問合せ等窓口（愛知県以外）

次に掲げる市内の事業所については、各市の所管となります。

- **名古屋市 環境局地域環境対策課** 052-972-2697
(名古屋市Web) <https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>
- **豊橋市 環境部環境保全課** 0532-51-2388
(豊橋市Web) <https://www.city.toyohashi.lg.jp/45126.htm>
- **岡崎市 環境部環境保全課** 0564-23-6194
(岡崎市Web) <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p024367.html>
- **一宮市 環境部環境保全課** 0586-45-7185
(一宮市Web) <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kankyou/kankyouhozen/1044306/1044308/1010017/index.html>
- **豊田市 環境部環境保全課** 0565-34-6628
(豊田市Web) <https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyouhozen/1004214.html>

PRTR制度・条例(化学物質関係)に係る (参考)

届出・お問合せ等窓口（愛知県）

政令市・中核市以外の市町村内の事業所については、愛知県が所管となります。

- 愛知県 環境局環境政策部環境活動推進課 052-954-6212
(愛知県Web) <https://www.pref.aichi.jp/site/prtr/>
- 東三河総局 環境保全課 0532-35-6112
- 新城設楽振興事務所 環境保全課 0536-23-2117
- 尾張県民事務所 環境保全課 052-961-7254/7255
- 海部県民事務所 環境保全課 0567-24-2131
- 知多県民事務所 環境保全課 0569-21-8111 (代表)
- 西三河県民事務所 環境保全課 0564-27-2875/2876
- 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 0565-32-7494